

一般貸切旅客自動車運送事業 更新許可申請書作成の手引

(令和6年12月 北海道運輸局自動車交通部旅客第一課作成)

※本資料は北海道運輸局管内の運輸支局あてに提出される申請書についての内容となっております。

【申請書作成にあたっての注意事項】

●申請時期

以下のとおりです。

有効期間満了日	申請時期
4月1日から6月30日まで	同年2月中
7月1日から9月30日まで	同年5月中
10月1日から12月31日まで	同年8月中
1月1日から3月31日まで	前年11月中

●申請書の作成部数及び提出先

- ①作成部数は3部となります。(運輸局、運輸支局、申請者控えの合計3部)
- ②提出先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局(企画)輸送・監査担当です。

●申請書様式

申請書様式は北海道運輸局 HP に掲載されている Excel・Word(以下リンク先よりご覧いただけます)をご使用いただくようお願いいたします。

- ・[更新許可申請書\(Excel\)](#)
- ・[安全投資計画、事業収支見積書\(Excel\)](#)
- ・[安全投資実績、事業収支実績報告書\(Excel\)](#)
- ・[手続実施結果報告書\(公認会計士用\)\(Word\)](#) ※
- ・[手続実施結果報告書\(税理士用\)\(Word\)](#) ※

※手続実施結果報告書については、公認会計士用もしくは税理士用のどちらか1つを作成ください。

●申請書の作成要領

北海道運輸局 HP に掲載されている資料(以下リンク先よりご覧いただけます)をご確認ください。

- ・[安全投資計画、事業収支見積書、安全投資実績、事業収支実績報告書 記載要領\(PDF\)](#)

●その他留意点

- ①更新許可申請書は、大きく、今後の『計画』と過去の『実績』について記載いただくこととなります。
『計画期間』と『実績期間』については、各事業者の有効期間満了日や決算期によって異なりますので、ご注意願います。
- ②提出書類のうち、「安全投資実績」及び「事業収支実績報告書」については、各社の決算期の関係上、申請日時点では直近年度の会計処理が終了しておらず、直近年度分の書類が提出できない場合があるかと思料します。その場合、当該年度分については申請内容に含めないで申請書の作成をしてください。申請書作成様式 Excel については当該年度分は空欄、その他資料については当該年度分のみは添付不要となります。
- ③更新許可をすることができない場合が一部ありますので、次ページの資料についてもご一読ください。

【問い合わせ先】
北海道運輸局自動車交通部旅客第一課
TEL 011-290-2741

一般貸切旅客自動車運送事業に係る 更新許可申請時期を迎える事業者の方へ（お知らせ）

更新許可の審査基準については、平成11年12月27日付け北海道運輸局公示第31号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」により規定されていますが、今回の更新許可申請時において、**下記の1または2に該当する場合、更新許可をすることができません**ので、ご留意のほどお願いいたします。

記

1. 前回更新許可時（※1）から次回更新許可申請時（※2）までの間に行政処分（※3）を受けた場合であって、次回更新許可申請時まで、**第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価（※4）を受けていない場合**

- ※1 前回の許可有効期限日の翌日
- ※2 現在の許可有効期限日
- ※3 道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分
- ※4 令和2年11月26日現在の第三者認定機関については以下を参照
「[国が実施する運輸安全マネジメント評価](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html)」ではありませんのでご留意願います。

2. 前回更新許可時から次回更新許可申請時までの間に、**毎年連続して行政処分を受けた場合**

※「前回更新許可時」「次回更新許可申請時」「行政処分」の定義については、1. と同義

■ 良くある質問

- Q 乗合バス事業・タクシー事業・貨物運送事業など、貸切バス事業以外の自動車運送事業を兼業している場合、当該兼業事業で行政処分を受けた場合も、評価を受ける必要があるか。
- A 1. ※3に係る行政処分に該当する場合は評価を受ける必要があります。そのため、例えば乗合バス事業を兼業している場合で、当該兼業事業において行政処分を受けた場合は、評価を受ける必要があります。

●本件に関する問い合わせ先
北海道運輸局自動車交通部旅客第一課
TEL 011-290-2741